

○放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 基幹放送</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）</p> <p>第三節の二 経営基盤強化計画の認定（第九十一条の二―第九十一条の十三）</p> <p>第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章〜第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六十二条 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をそ</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）</p> <p>第四節 基幹放送局提供事業者（第九十二条―第一百一条）</p> <p>第五節・第六節（同上）</p> <p>第五章〜第九章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六十二条 法第九十三条第一項第六号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者（当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者（当該地上基幹放送事業者等をそ</p>

の子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

2 6 (略)

(申請書)

第六十四条 法第九十三條第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条 法第九十三條第三項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三條第三項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

の子会社とする認定放送持株会社（法第六十條に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。

2 6 (同上)

(申請書)

第六十四条 法第九十三條第三項に規定する申請書の様式は、別表第六号に掲げるとおりとする。

(添付書類等)

第六十五条 法第九十三條第四項の事業計画書の様式は別表第七号に掲げるとおりとし、同項の事業収支見積書の様式は別表第八号に掲げるとおりとする。

2 法第九十三條第四項の総務省令で定める書類は、別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力及び別表第十号の様式による基幹放送の業務に用いられる設備等の工事に係る費用（地上基幹放送の場合に限る。）とする。

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 法第九十三条第四項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 (略)

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 基幹放送の業務(法第九十三条第四項の規定の適用を受けるものを除く。)の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(事業計画書の変更等)

第八十六条 認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項において同じ。)は、法第九十三条第三項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

第四章 基幹放送

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 法第九十三条第五項の総務省令で定める特別な基幹放送の業務は、次に掲げるものとする。

一～五 (同上)

六 電波法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する放送局(第二号及び第四号に掲げるものを除く。)を用いて行われる放送の業務

七 (同上)

(認定の更新の申請の期間)

第七十五条 基幹放送の業務(法第九十三条第五項の規定の適用を受けるものを除く。)の認定の更新の申請は、認定の失効前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(事業計画書の変更等)

第八十六条 認定基幹放送事業者(協会及び学園を除く。次項において同じ。)は、法第九十三条第四項に規定する事業計画書に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2・3 (同上)

第四章 (同上)

第三節の二 経営基盤強化計画の認定

(経営基盤強化計画の認定の申請)

第九十一条の二 法第百十六条の三第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）の業務を維持するため最大限の努力をするものであることを示す書類

二 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化を円滑かつ確実に実施する経営体制が確立されていることを示す書類

三 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものではないことを証する書類

四 法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあつては、地域性確保措置（法第百十六条の三第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。）の内容が特定放送番組同一化（同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに

表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第 号。以下「表現の自由享有基準」という。）第十條第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、次に定める書類

イ 表現の自由享有基準第十條第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九十一條の四第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十條第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ 表現の自由享有基準第十條第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、第九十一條の四第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

- 六 別表第二十一号の三の様式による事業計画書
- 七 別表第二十一号の四の様式による事業収支見積り

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の三 法第百十六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。

（経営基盤強化計画の記載事項）

第九十一条の四 法第百十六条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び次に掲げる事項とする。

一 表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係の内容

二 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、地域性確保措置（同条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。）の内容

三 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は

団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあつては、多元性・多様性確保措置（当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために講ずる措置をいう。以下同じ。）の内容

（不適法な申請書等）

第九十一条の五 法第百十六条の三第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの（違式な記載を含む。）であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者（次条第一項において「申請者」という。）に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定の拒否の通知）

第九十一条の六 法第百十六条の三第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法第百十六条の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

（認定証の交付）

第九十一条の七 総務大臣は、法第百十六条の三第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の五の様式の認定証を交付する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の八 法第百十六条の三第四項(法第百十六条の四第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)とする。

- 一 認定の日付
 - 二 経営基盤強化計画に係る指定放送対象地域
 - 三 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
- 2| 総務大臣は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の九 法第百十六条の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2| 前項の申請書には、認定経営基盤強化計画の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第九十一条の十 総務大臣は、法第百十六条の四第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十一 法第百十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更（変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を超えるものに限る。）

2| 法第百十六条の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行うものとする。

(実施状況の報告)

第九十一条の十二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十三 総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

2 総務大臣は、認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により、その取消しの日付及び当該認定を取り消された国内基幹放送事業者の名称を公表するものとする。

第七章 認定放送持株会社

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

第百八十三条 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める申請対象会社(法第百五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。)の子会社(法第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である基幹放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十四条において同じ。)である一般放送事業者
- 三・四 (略)

(適切な経営管理を行うために必要な資産)

第七章 (同上)

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

第百八十三条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)である一般放送事業者
- 三・四 (同上)

第八十三條の二 法第五十九條第二項第三号(法第六十五條第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める資産は、次に掲げる資産(設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、第二号及び第三号)とする。

一 流動資産(流動資産の合計額に最終の損益計算書に計上された収益の次に掲げるものの額の収益の額に対する割合を乗じて得た額に相当する資産に限る。)

イ 申請対象会社が自ら行う放送の業務(前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条において同じ。)に係る収益

ロ イに掲げるもののほか、子会社基幹放送事業者等(子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)に係る受取配当金その他子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益

二 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

三 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

(総資産の額の合計方法)

第八十四条 法第五十九條第二項第三号(法第六十五條第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表(当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していな

(資産の合計方法)

第八十四条 法第五十九條第二項第三号(法第六十五條第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表(当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していな

い場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とする。

（申請書の記載事項）

第百八十八条 法第百五十九条第三項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請対象会社及びその子会社その他の関係会社の概要に関する事項

二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者（第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。）の株式の取得価額及び第百八十三条の二の資産の額の合計

い場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表）による資産の合計金額から次に掲げる額を控除した額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日（当該会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該会社の成立時）後において募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業譲受け、事業譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え又は除いた額とする。

一 放送の業務（前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。）の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産の合計金額

二 子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額

三 子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者に係る貸付金の合計金額

（申請書の記載事項）

第百八十八条 法第百五十九条第三項第四号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請対象会社及びその子会社の概要に関する事項

二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者（第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。）の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する

額の総資産の額に対する割合に関する事項

三〇五 (略)

(添付書類等)

第百八十九条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資本又は出資に関する事項
- 二 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法
- 三 関係会社以外の会社に対する出資の状況

2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその関係会社の定款又は登記事項証明書とする。

(事業計画書の公表等)

第百九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 認定放送持株会社の名称
- 二 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者の名称

(議決権を有することとなる株式)

第二百五条 法第百六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

る事項

三〇五 (同上)

(添付書類等)

第百八十九条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 (同上)
- 二 子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法
- 三 子会社以外の会社に対する出資の状況

2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその子会社の定款又は登記事項証明書とする。

(事業計画書の公表等)

第百九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 (同上)
- 二 認定放送持株会社の子会社である基幹放送事業者の名称

(議決権を有することとなる株式)

第二百五条 法第百六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

一 (略)

二 法人その他の団体(第二百七条第五項第三号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。)が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者(以下この条において「特別関係者」という。)とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に「当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式

三 (略)

2・3 (略)

(保有基準割合)

第二百七条 法第六十四條第二項の総務省令で定める割合は、三分の一とする。

一 (同上)

二 法人その他の団体(第二百七条第一項第一号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。)が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係にある者(以下この条及び第二百七条において「特別関係者」という。)とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に「当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

三 (同上)

2・3 (同上)

(保有基準割合)

第二百七条 法第六十四條第二項の総務省令で定める割合は、百分の三十三とする。ただし、一の者又はその一若しくは二以上の特別関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該一の者について百分の十とする。

一 法第六十三條の規定による子会社地上基幹放送事業者の行う基幹放送に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において基幹放送を行う地上基幹放送事業者(次号において「特別地上基幹放送事業者」という。)であるとき。

二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係を有する者であ

2 前項の規定にかかわらず、一の者が次の各号のいずれかに該当する場合における当該一の者に係る法第六十四條第二項の総務省令で定める割合は、十分の一とする。

一 特別地上基幹放送事業者

二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する者

3 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送業者に該当しないものとみなす。

4 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この項において同じ。）による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても四を超えない場合における当該一の者に係る第二項の規定の適用については、ラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送業者に該当しないものとみなす。

5 この条において使用する用語は、法及び表現の自由享有基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

るとき。

2 前項第二号の支配関係とは、法第九十三條第二項各号のいずれかに該当する関係をいう。

一 特定関係会社 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合における関係会社をいう。

二 特定放送対象地域 認定放送持株会社の特定関係会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域をいう。

三 特別地上基幹放送事業者 特定放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（認定放送持株会社の関係会社を除く。）をいう。

四 特定集団 一の者及び当該一の者がある者に対して支配関係（特定議決権保有関係を含む。）を有する場合におけるその者並びに認定放送持株会社の関係会社から成る集団をいう。

（書類の提出等）

第二百十六条 法（第五章（第二節第三款を除く。）、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。）又はこの省令（第四章（第三節の二を除く。）及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一・二（略）

2～4（略）

（書類の提出等）

第二百十六条 法（第五章、第六章、第四百七十七条、第七百七十五条及び第八十条の規定に限る。）又はこの省令（第四章及び第五章の規定に限る。）の規定により総務大臣に提出する書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める方法により提出することができる。

一・二（同上）

2～4（同上）

改正案	現行
<p>別表第六の一号（第64条関係） 地上基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、 名称及び代表者の氏名。記 名押印又は署名)</p> <p>電 話 番 号</p> <p>地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、<u>放送法第93条第2項</u>の規定により申請します。 (略)</p> <p>別表第六の二号（第64条関係） 衛星基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、 名称及び代表者の氏名。記 名押印又は署名)</p> <p>電 話 番 号</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、<u>放送法第93条第2項</u>の規定により申請します。 (略)</p> <p>別表第六の三号（第64条関係） 移動受信用基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住 所 (ふりがな)</p>	<p>別表第六の一号（第64条関係） 地上基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、 名称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)</p> <p>電 話 番 号</p> <p>地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、<u>放送法第93条第3項</u>の規定により申請します。 (同左)</p> <p>別表第六の二号（第64条関係） 衛星基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住 所 (ふりがな)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、 名称及び代表者の氏名。記名押 印又は署名)</p> <p>電 話 番 号</p> <p>衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、<u>放送法第93条第3項</u>の規定により申請します。 (同左)</p> <p>別表第六の三号（第64条関係） 移動受信用基幹放送の業務認定申請書</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住 所 (ふりがな)</p>

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電 話 番 号

移動受信用基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。(略)

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

- (別紙)
- (1)～(4) (略)
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6)～(17) (略)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にシ点を付けること。

(1)～(2) (略)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数
(表略)

(注1)～(注7) (略)

イ 外国人の占める議決権の数
(表略)

(注1)～(注7) (略)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に 対する議決権の 比率	(A)が地上基幹放送事業者 の10分の1を超える議決権 又は衛星基幹放送事業者若 しくは移動受信用地上基幹 放送事業者の <u>3分の1</u> を超 える議決権を有する場合、	備考
--	--------	--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電 話 番 号

移動受信用基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第3項の規定により申請します。(同左)

別表第七の一号 (第65条第1項関係)

第1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

- (別紙)
- (1)～(4) (同左)
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
- (6)～(17) (同左)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (同左)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にシ点を付けること。

(1)～(2) (同左)

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数
(同左)

(注1)～(注7) (同左)

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

イ 外国人の占める議決権の数
(同左)

(注1)～(注7) (同左)

(注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に 対する議決権の 比率	(A)が地上基幹放送事業者の10 分の1を超える議決権又は衛星 基幹放送事業者若しくは移動 受信用地上基幹放送事業者 の <u>100分の33.33333</u> を超える議 決権を有する場合、当該事業者	備考
--	--------	--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

		当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者	%		
(A)			
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者	%		
(B)			

(注1)～(注3) (略)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>3分の1</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注) (4) (注1) (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること。また、次の (ア) 及び (イ) によること。

(ア) (4) (注1) (ア) から (ウ) までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送事業者の議決権を有するときの (B) の欄の記載については、(A) の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のアからエまでの様式により記載すること。

		の名称	
10分の1を超える議決権を有する者	%		
(A)			
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者	%		
(B)			

(注1)～(注3) (同左)

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注1) (4) (注1) (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること。また、次の (ア) 及び (イ) によること。

(ア) (4) (注1) (ア) から (ウ) までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) の (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送事業者の議決権を有するときの (B) の欄の記載については、(A) の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(6)～(8) (同左)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。)について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア～イ (略)

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計 (ア) + (イ) + (ウ)	時間 分 (%)
---------------------	------------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組		合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送			
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間 (分) 及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ (略)

(10)～(13) (略)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア～イ (同左)

ウ (同左)

(10)～(13) (同左)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

- ア 兼営する事業
(表略)
- イ 他の事業への出資
(表略)
- (注1) ～ (注2) (略)

(15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)

- ア 事業の実績
- (ア)～(イ) (略)
- (ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別紙1の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)
- (エ) (略)
- イ (略)

別表第七の二号(第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

	事業計画書
<p>長</p> <p>辺</p>	<p>(別紙)</p> <p><input type="checkbox"/> (1)～(3) (略)</p> <p><input type="checkbox"/> (4) <u>3分の1を超える議決権を有する者に関する事項</u></p> <p><input type="checkbox"/> (5) <u>10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</u></p> <p><input type="checkbox"/> (6)～(14) (略)</p>

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (略)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ点を付けること。

- (1)～(2) (略)
- (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
(表略)
- (注1)～(注7) (略)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若	備考

- ア 兼営する事業
(同左)
- イ 他の事業への出資
(同左)
- (注1) ～ (注2) (同左)
- (注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(15) 別紙(17)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)

- ア 事業の実績
- (ア)～(イ) (同左)
- (ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画第2又は放送法関係審査基準別表の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)
- (エ) (同左)
- イ (同左)

別表第七の二号(第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

	事業計画書
<p>長</p> <p>辺</p>	<p>(別紙)</p> <p><input type="checkbox"/> (1)～(3) (同左)</p> <p><input type="checkbox"/> (4) <u>100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項</u></p> <p><input type="checkbox"/> (5) <u>10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項</u></p> <p><input type="checkbox"/> (6)～(14) (同左)</p>

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (同左)

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従つて該当する事項にレ点を付けること。

- (1)～(2) (同左)
- (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
(同左)
- (注1)～(注7) (同左)
- (注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動	備考

			しくは移動受信信用地上基幹放送事業者の <u>3分の1</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者		%		
(A)				
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者		%		
(B)				

(注1)～(注3) (略)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>3分の1</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注) (4) (注1) (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること。また、次の (ア) 及び (イ) によること。

(ア) (4) (注1) (ア) から (ウ) までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送事業者の議決権を有するときの (B) の欄の記載については、(A) の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。
(表略)

			受信信用地上基幹放送事業者の <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者		%		
(A)				
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者		%		
(B)				

(注1)～(注3) (同左)

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注1) (4) (注1) (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること。また、次の (ア) 及び (イ) によること。

(ア) (4) (注1) の (ア) から (ウ) までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) の (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送事業者の議決権を有するときの (B) の欄の記載については、(A) の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。
(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。
(同左)

- (注1)～(注3) (略)
 (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)～(ウ) (略)
 (エ) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第 号) 第2条第13号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

- (注5) (略)
 (7)～(13) (略)

- (14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。
 ア 兼営する事業
 (表略)
 イ 他の事業への出資
 (表略)
 (注1)・(注2) (略)

別表第七の三号(第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

- (別紙)
 (1)～(3) (略)
 (4) 3分の1を超える議決権を有する者に関する事項
 (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
 (6)～(14) (略)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (略)
 注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ点を付けること。

- (1)・(2) (略)
 (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
 (表略)
 (注1)～(注7) (略)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権	備考
--------	----------------	----------------------------	----

- (注1)～(注3) (同左)
 (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 (ア)～(ウ) (同左)

- (注5) (同左)
 (7)～(13) (同左)
 (14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。
 ア 兼営する事業
 (同左)
 イ 他の事業への出資
 (同左)
 (注1)・(注2) (同左)
 (注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

別表第七の三号(第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

- (別紙)
 (1)～(3) (同左)
 (4) 100分の33.33333を超える議決権を有する者に関する事項
 (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
 (6)～(14) (同左)

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

注1 (同左)
 注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ点を付けること。

- (1)・(2) (同左)
 (3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。
 (同左)
 (注1)～(注7) (同左)
 (注8) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星	備考
--------	----------------	--------------------------------	----

	比率	又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信信用地上基幹放送事業者の <u>3分の1</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者	%	%	
(A)			
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者	%		
(B)			

(注1)～(注3) (略)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>3分の1</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注) (4) (注1) (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること。また、次の (ア) 及び (イ) によること。

(ア) (4) (注1) (ア) から (ウ) までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送事業者の議決権を有するときの (B) の欄の記載については、(A) の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

	比率	基幹放送事業者若しくは移動受信信用地上基幹放送事業者の <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	
10分の1を超える議決権を有する者	%	%	
(A)			
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者	%		
(B)			

(注1)～(注3) (同左)

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信信用地上基幹放送事業者		%	
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者		%	
(B)			

(注1) (4) (注1) の (ア) から (ウ) まで、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること。また、次の (ア) 及び (イ) によること。

(ア) (4) (注1) の (ア) から (ウ) までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

(イ) (4) (注1) の (ア) から (ウ) までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介して基幹放送事業者の議決権を有するときの (B) の欄の記載については、(A) の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) 比率は小数点第2位を四捨五入とし少数点第1位まで記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

(表略)

(注 1) ～ (注 3) (略)

(注 4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第 2 条第 13 号に規定する業務執行役員に該当しない場合はその旨

(注 5) (略)

(7)～(13) (略)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

(表略)

イ 他の事業への出資

(表略)

(注 1)・(注 2) (略)

別表第二十一号の二 (第 91 条の 2 第 1 項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電 話 番 号

経営基盤強化計画の認定を受けたので、放送法第 116 条の 3 第 1 項の規定により申請します。

1. 経営基盤強化の実施期間

2. 経営基盤強化による収益性の向上の程度

3. 経営基盤強化の内容

4. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

5. 特定放送番組同一化の内容

6. 法第 116 条の 3 第 2 項第 5 号ロに規定する地域性確保措置の内容

(同左)

(注 1) ～ (注 3) (同左)

(注 4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) ～ (ウ) (同左)

(注 5) (同左)

(7)～(13) (同左)

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

(同左)

イ 他の事業への出資

(同左)

(注 1)・(注 2) (同左)

(注 3) 比率は小数点第 2 位を四捨五入とし少数点第 1 位まで記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

7. 特例役員兼任関係の内容

8. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容

9. 多元性・多様性確保措置の内容

注1 共同で申請をする場合は、全ての国内基幹放送事業者を「申請者」として記載すること。

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注4 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注5 経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。

(1) 経営基盤強化を実施する理由及び背景

(2) 実施する措置の内容

注6 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

(1) 経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数

(2) 経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数

(3) 経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出向、嘱託等に係る計画

(4) 経営基盤強化計画の実施について行つた労働組合との協議に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注7 特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。

(1) 特定放送番組同一化を行う期間

(2) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域

(3) 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の1週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合

(4) 特定放送番組同一化の計画に関する事項

(5) 共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項

注8 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注9 特例役員兼任関係の内容については、特例役員兼任関係に係る役員予定者の氏名を記載し、当該役員予定者の履歴書及び役員就任承諾書を添付すること。

注10 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注11 多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

別表第二十一号の三(第91条の2第2項関係)

事業計画書

(別紙)

□(1) 資本又は出資の額

- (2) 主たる出資者及び議決権の数
- (3) 役員に関する事項
- (4) 将来の事業予定
- (5) 国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

注 1 別紙について、別葉として提出すること。

注 2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注 1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注 2) 法人以外の者の場合は、(注 1)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する 議決権の比率	備 考
			%	

(注 1) 議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の 1 以上の者 (株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員) について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注 2) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の 1 以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注 3) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注 4) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注 5) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何 (株) (代) 専務 (常務)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注 6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
------------	----	----	------	----	----

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(イ) 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか、役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(4) 別紙(5)は、資産、負債及び収支の実績(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、事業計画書及び事業収支見積書の様式に準じて記載すること。)

別表第二十一号の四(第91条の2第2項関係)

第1 見積表

	()年度		()年度		()年度		()年度	
	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業の収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業の収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業の収支	基幹放送の業務を行う事業の収支	事業の収支
科 _____ 目 _____	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支	事業収支
1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
¹ 放送料								
有料放送料								
放送番組制作料								
放送番組売上料								
その他								
2 売上原価								
² 放送費								
放送委託費								

技術費							
人件費							
減価償却費							
その他							
3 売上総利益 (1-2)							
4 販売費及び一般管理 費							
販売費							
一般管理費							
人件費							
減価償却費							
その他							
5 営業利益 (3-4)							
6 営業外収益							
7 営業外費用							
8 経常利益 (5 + (6 - 7))							
備考							

注1 各年目は、事業者の決算年度ベースで経営基盤強化計画の実施期間分を記載すること(例えば、3月決算の事業者で、第1年目の基幹放送の業務を行う事業の開始が10月であれば、第1年目の「基幹放送の業務を行う事業の収支」は6ヶ月分である。)

注2 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

注3 基幹放送の業務を行う事業の収支の欄は、兼営社にあつては、放送の種類ごとに各項目を区分して記載すること。この場合において、分計の考え方を適宜の様式により記載すること。

注4 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注5 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送事業者の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

注6 次の書類を添付すること。

ア 放送料金表

イ 有料放送料金表

ウ 最近の決算期における計算書類

エ その他参考となる書類

第2 見積りの根拠

ア 収益

区	分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
		回	千円	千円	千円
(記載例)					
放送料					

Aタイム 分	30			
Bタイム 分	15分 30			
Aスポット	15分			
Bスポット				

注1 第1の表の1の項の収益の科目ごとに、決算年度ベースの別に記載することとし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の収益の記載を省略することができる。

注2 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により決算年度ベースの別に記載すること。ただし、各年度における科目ごとの算出方法が同一である場合は、その算出方法を適宜の様式により記載することにより、第2年目以降の契約者数及び有料放送料金の記載を省略することができる。

注3 有料放送を行う場合における加入者数については、その見積りの根拠を、可能な限り詳細に記載すること。

イ 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

注 アの注に準じて記載すること。

別表第二十一号の五 (第91条の7関係)

経営基盤強化計画認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定に係る経営基盤強化計画を提出した 国内基幹放送事業者の名称	
備考	
年 月 日	年 月 日
短 辺	短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の六 (第91条の9第1項関係)

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿
申請者
郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び

代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、放送法第 116 条の 4 第 1 項の規定により申請します。

変更事項	
変更前	変更後

- 注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。
- 注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 注 3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二十一号の七 (第 91 条の 10 関係)

経営基盤強化計画変更認定証	
変更の認定の年月日	
認定の番号	
変更の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の名称	
備考	
年 月 日	年 月 日
短	辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)
	総務大臣 印

別表第二十一号の八 (第 91 条の 11 第 2 項関係)

経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿
郵便番号

住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第 116 条の 4 第 2 項の規定により届け出ます。

変更事項	
変更前	変更後

- 注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。
- 注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 注 3 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

総務大臣 殿
郵便番号

住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

平成 年 月 日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の平成 年度の実施状況を下記のとおり
報告します。

記

1. 経営基盤強化による収益性の向上の程度
2. 経営基盤強化の実施状況
3. 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

4. 特定放送番組同一化の実施状況
5. 法第 116 条の 3 第 2 項第 5 号ロに規定する地域性確保措置の実施状況

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

6. 特例役員兼任関係の実施状況
7. 放送法施行規則第 91 条の 4 第 2 号に規定する地域性確保措置の実施状況
8. 多源性・多様性確保措置の実施状況

注 1 共同で申請をした場合は、全ての国内基幹放送事業者について記載すること。

注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 経営基盤強化による収益性の向上の程度については、申請時における計画値及び当該事業
年度における実績値を記載すること。

注 4 経営基盤強化の実施状況については、当該事業年度に実施した経営基盤強化の内容につい
て要約的に記載すること。

注 5 経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。

- (1) 当該事業年度開始時期の役員及び従業員の数
- (2) 当該事業年度末の役員及び従業員の数
- (3) 当該事業年度中、経営基盤強化計画に伴い出向、嘱託等した役員及び従業員の数

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

注 6 特定放送番組同一化の実施状況については、次の事項について記載すること。

- (1) 特定放送番組同一化に関する当該事業年度における実績
- (2) 特定放送番組同一化の対象となつた国内基幹放送の1年間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行つた放送時間の割合
- (3) 共同して審議機関を設置した場合は、当該事業年度における開催状況
- 注7 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

- 注8 特例役員兼任関係の実施状況については、特例役員兼任関係に係る当該事業年度の実績について記載すること。
- 注9 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。
- 注10 多元性・多様性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

- 1 (略)
- 2 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の概要
(表略)
(注1)・(注2) (略)
- (注3) 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

(同左)

- 1 (同左)
- 2 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の概要
(同左)
(注1)・(注2) (同左)
- (注3) 申請対象会社及び各子会社の定款を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額	(a)	千円
申請対象会社の総資産の額	(b)	千円
割合 (a) / (b) × 100		%

(注1)・(注2) (略)

5 (略)

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率	特定株式に係る株主に 関する事項	備考
			(%)		

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式 (第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
 - 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
 - 3 議決権制限株式の数
- (注2)～(注8) (略)

7 (略)

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

子会社又は関連会社 の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合 計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係

3 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額の合計額	(a)	千円
申請対象会社の総資産の額	(b)	千円
割合 (a) / (b) × 100		%

(注1)・(注2) (同左)

4 (同左)

5 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率	特定株式に係る株主に 関する事項	備考
			(%)		

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式に係る議決権保有割合
 - 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第1号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
 - 3 議決権制限株式の数
- (注2)～(注8) (同左)

6 (同左)

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

子会社又は関連会社 の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合 計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係

る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合 計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額 (A)	千円
(A) のうち放送の業務に係る収益の額 (B)	千円
流動資産の合計額 (C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C) × (B) / (A)	千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額 (千円)	備考
合 計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金 (設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

貸付先	貸付金の額 (千円)	備考
合 計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合 計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に係る資産の額

損益計算書の収益の額 (A)	千円
(A) のうち放送の業務に係る収益の額 (B)	千円
流動資産の合計額 (C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C) × (B) / (A)	千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額 (千円)	備考
合 計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金 (設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

貸付先	貸付金の額 (千円)	備考
合 計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額 (千円)	備考
合 計				

長

- (別紙)
- (1) 資本又は出資に関する事項
- (2) 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達方法
- (3) 関係会社以外の会社に対する出資の状況

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
----------	-----------------	------------------	-----------------

注 1 申請対象会社が、現に一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとしている会社である場合であつて、定款に基幹放送業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

注 2 申請対象会社が、一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送業者をその関係会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 申請対象会社又はその関係会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し

(イ) ~ (オ) (略)

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計
	その額	その額	

注 申請対象会社が一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額	千円	資金調達の方法
創業費		
<u>関係会社</u> 株式の取得経費		
その他		
合計		

(注 1)・(注 2) (略)

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

関係会社以外の会社に対する出資の状況
(表略)
(注略)

長

- (別紙)
- (1) 資本又は出資に関する事項
- (2) 子会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達方法
- (3) 子会社以外の会社に対する出資の状況

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
----------	-----------------	------------------	-----------------

注 1 申請対象会社が、現に二以上の基幹放送事業者をその子会社としている会社である場合であつて、定款に基幹放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

注 2 申請対象会社が、二以上の基幹放送事業者をその子会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 申請対象会社又はその子会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し

(イ) ~ (オ) (同左)

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計
	その額	その額	

注 申請対象会社が二以上の基幹放送事業者をその子会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) (同左)

用途別資金の額	千円	資金調達の方法
創業費		
<u>子会社</u> 株式の取得経費		
その他		
合計		

(注 1)・(注 2) (同左)

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

子会社以外の会社に対する出資の状況
(同左)
(同左)

別表第六十三号 (第197条関係)

認定放送持株会社子会社等保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名。記
名押印又は署名)
電話番号

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することになつたので、放送法第160条第1号の規定により届け出ます。

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することとなつた年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第六十三号 (第197条関係)

認定放送持株会社子会社保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名。記名押
印又は署名)
電話番号

二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することになつたので、放送法第160条第1号の規定により届け出ます。

二以上の基幹放送事業者を子会社として保有することとなつた年月日

注 (同左)

改正案	現行
<p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免許人等の議決権の割合とする。</p> <p>257 （略）</p>	<p>（間接に占められる議決権の割合）</p> <p>第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者（以下この条において「外国法人等」という。）について、基幹放送局の免許人（免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送免許人等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者（当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社（放送法第六十条に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める放送免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送免許人等の議決権の割合とする。</p> <p>257 （同上）</p>

改正案

現行

（基幹放送局の事業計画）

（基幹放送局の事業計画）

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 （略）

一～五 （同上）

六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する他の基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会（以下「協会」という。）及び放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）であつて、次に掲げるものに関する事項

イ 十分の一を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（

イ （同上）

放送法施行規則第二条第一号に規定する地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

ロ 三分の一を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者（

ロ 百分の三十三・三三三三三三を超える議決権を有する他の衛星

放送法施行規則第二条第二号に規定する衛星基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

基幹放送事業者をいう。以下同じ。）又は他の移動受信用地上基幹放送事業者（同条第二号の二に規定する移動受信用地上基幹放送事業者をいう。以下同じ。）

七・八 （略）

七・八 （同上）

二～七 （略）

二～七 （同上）

短 冊

短 冊

別表第二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

別表第二第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

- 1 1枚目
（表略）
- 2 2枚目

- 1 1枚目
（同左）
- 2 2枚目

19 無線局の区別		※整理番号	
(略)	(略)		
(別紙)	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (1)～(4) (略) <input type="checkbox"/> (10)～(13) (略)	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業者及び当該事業の業務の概要	<input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定
(略)	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は3分の1を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6)～(8) (略)	<input type="checkbox"/> (17)～(19) (略)	

19 無線局の区別		※整理番号	
(同左)	(同左)		
(別紙)	<input type="checkbox"/> (9) 週間放送番組の編集に関する事項 <input type="checkbox"/> (1)～(4) (同左) <input type="checkbox"/> (10)～(13) (同左)	<input type="checkbox"/> (14) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (15) 放送事業と併せ行う事業者及び当該事業の業務の概要	<input type="checkbox"/> (16) 将来の事業予定
(同左)	<input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は100分の33.33333の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項 <input type="checkbox"/> (6)～(8) (同左)	<input type="checkbox"/> (17)～(19) (同左)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

3～6 (略)

3～6 (同左)

注1～26 (略)

注1～26 (同左)

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。
(表略)

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。
(同左)

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (同左)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の <u>3分の1</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者		%		
(A)				
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者		%		
(B)				

(注1)～(注3) (略)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>3分の1</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者			%
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者			%
(B)			

(注) (略)

(6)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア～イ (略)

ウ ローカル番組

(ア) ニュース

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
-----	------	---------------

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A)が地上基幹放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星基幹放送事業者若しくは移動受信用地上基幹放送事業者の <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者		%		
(A)				
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者		%		
(B)				

(注1)～(注3) (同左)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者又は <u>100分の33.33333</u> を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者			%
(A)			
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者			%
(B)			

(注) (同左)

(6)～(8) (略)

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のア及びイの様式により記載すること。

ア～イ (同左)

	合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)
--	----	------------	------------

(イ) 天気予報

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(ウ) ニュース及び天気予報以外の番組

番組名	放送日時	そのうち自社制作番組の時間
合計	時間 分 (%)	時間 分 (%)

(エ) 総合計

総合計 (ア) + (イ) + (ウ)	時間 分 (%)
---------------------	------------

(注1) 超短波多重放送及び短波放送以外の基幹放送の業務について記載すること。

(注2) アの放送番組表に基づいて記載すること。

(注3) 出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の放送対象地域向けの放送番組と認められるもの（自社以外が制作したものを含む。）について記載すること。

(注4) 合計及び総合計の欄の比率は、アの放送番組表に基づいて1週間の総放送時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

エ 自社において制作する放送番組及びその制作体制

自社において制作する放送番組					他から供給を受ける放送番組		合計
①完全局制作	②制作会社協力	③共同制作	④制作委託	⑤再放送			
分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	分 %	100.0%

(注1) アの放送番組表に基づいて各項目の放送時間(分)及び1週間の総放送時間に対する割合を記載すること。

(注2) ①から④までの番組については、いずれも再放送の番組を除くこと。

(注3) 自社における制作能力及び制作体制の確実性を裏付ける資料がある場合は、添付すること。

オ (略)

(10)～(18) (略)

28～36 (略)

ウ (同左)

(10)～(18) (同左)

28～36 (同左)

改正案	現行
<p>（優先順位）</p> <p>第十条 第三条から前条までの各条項（<u>基幹放送の業務に係る特</u>定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第 号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。</p>	<p>（優先順位）</p> <p>第十条 第三条から前条までの各条項（<u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）の各条項を含む。以下この条において同じ。）に適合する基幹放送局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、各条項に適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。</u></p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（適用範囲）
 第二条 この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき手続等について適用する。

（適用範囲）
 第二条（同上）

別表（第三条関係）

別表（第三条関係）

法令名	条項
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、 <u>第九十三条第二項及び第三項</u> 、第九十八条第一項、第二百二十六条第二項及び第三項（同条第三項については、第百三十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百五十二条第一項、第百五十九条第三項及び第四項並びに第百七十一条第二項
(略)	(略)

法令名	条項
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）	第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条第一項、 <u>第九十三条第三項及び第四項</u> 、第九十八条第一項、第二百二十六条第二項及び第三項（同条第三項については、第百三十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項、第百五十二条第一項、第百五十九条第三項及び第四項並びに第百七十一条第二項
(同左)	(同左)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(改正法附則第八条の総務省令で定める事項)

2 改正法附則第八条の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

二 改正法附則第八条に規定する関係会社の名称、事業の概要、資本金、出資の額、出資の比率及び役員

に関する事項

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第三十一号及び第三十二号並びに第九十三条第一項第四号（同法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関して、放送法（以下「法」という。）の委任に基づく事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 取締役会設置会社 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。

二 指名委員会等設置会社 会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等設置会社をいう。

三 業務執行取締役 会社法第二条第十五号イに規定する業務執行取締役をいう。

四 持分会社 会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。

五 理事会設置一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号

）第十六条第一項に規定する理事会設置一般社団法人をいう。

六 業務執行理事 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十一条第一項第三号に規定する業務執行理事をいう。

七 学校法人 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

八 社会福祉法人 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。

九 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。

十 宗教法人 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。

十一 中小企業等協同組合 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。

十二 民法組合 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合をいう。

十三 業務執行役員 定款に特別の定めがある場合その他これに準ずる特別の事情がある場合を除き、次のイからルまでに掲げる法人又は団体の区分に応じ、当該イからルまでに定める者をいう。

イ 株式会社 次に定める者

(1) 株式会社（取締役会設置会社を除く。） 取締役

(2) 取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。） 業務執行取締役

(3) 指名委員会等設置会社 執行役

ロ 持分会社 社員

ハ 一般社団法人 次に定める者

(1) 一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。） 理事

(2) 理事会設置一般社団法人 業務執行理事

ニ 一般財団法人 業務執行理事

ホ 学校法人 理事

ヘ 社会福祉法人 理事

ト 特定非営利活動法人 理事

チ 宗教法人 代表役員

リ 中小企業等協同組合 代表理事

ヌ 民法組合 組合員

ル その他の法人又は団体 イからヌまでに定める者に準ずる者

十四 業務執行決定役員 定款に特別の定めがある場合その他これに準ずる特別の事情がある場合を除き

、次のイからルまでに掲げる法人又は団体の区分に応じ、当該イからルまでに定める者をいう。

イ 株式会社 取締役

ロ 持分会社 社員

ハ 一般社団法人 理事

ニ 一般財団法人 理事

ホ 学校法人 理事

ヘ 社会福祉法人 理事

ト 特定非営利活動法人 理事

チ 宗教法人 責任役員

リ 中小企業等協同組合 理事

ヌ 民法組合 組合員

ル その他の法人又は団体 イからヌまでに定める者に準ずる者

十五 一般社団法人等 一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、

宗教法人その他これらに準ずる法人又は団体をいう。

十六 申請者 基幹放送の業務を行うことについて法第九十三条第一項の認定の申請をする者又は電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定により特定地上基幹放送局の免許の申請をする者をいう。

十七 申請者等 一の者（申請者又は申請者に対して支配関係を有する者をいう。）及び当該一の者があ
る者に対して支配関係を有する場合におけるその者（当該一の者が申請者に対して支配関係を有する者
である場合にあつては、申請者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）から
成る集団（申請者に対して支配関係を有する者及び申請者がある者に対して支配関係を有する場合にお
けるその者が不在の場合にあつては、申請者）をいう。

十八 子会社 法第五十八条第一項に規定する子会社をいう。

十九 関係会社 法第五十八条第二項に規定する関係会社をいう。

二十 認定放送持株会社等 申請者等であつて、申請者を関係会社とする認定放送持株会社を第十七号に
規定する一の者とするものをいう。

二十一 特定議決権保有関係 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特

別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。

二十二 放送対象地域 法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。

二十三 放送系 法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。

二十四 広域放送 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）七に規定する広域放送をいう。

二十五 県域放送 放送法施行規則別表第五号（注）八に規定する県域放送をいう。

二十六 コミュニティ放送 放送法施行規則別表第五号（注）九に規定するコミュニティ放送をいう。

二十七 外国語放送 放送法施行規則別表第五号（注）十に規定する外国語放送をいう。

二十八 市区町村 市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号

）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区）をいう。

二十九 ラジオ放送 中波放送、短波放送及び超短波放送をいう。

三十 データ放送 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二条第一項第二十八

号の四に規定するデータ放送をいう。

三十一 臨時目的放送 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送をいう。

三十二 放送大学学園 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。

三十三 放送衛星業務用の周波数 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第三十号の規定に基づき我が国に割り当てられた十一・七ギガヘルツから十二・二ギガヘルツまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。

三十四 トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。

イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第六章第二節に定める狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第七十条第二項に定める伝送速度で除した数

ロ デジタル放送の標準方式第六章第四節に定める高度狭帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量をデジタル放送の標準方式第七十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ハ デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数（使用するシンボル数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるシンボル数をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第五十二条第三項に定める通信速度で除した数

ニ デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める高度広帯域伝送方式による放送については、各放送に係る一秒におけるシンボル数又は一秒における基準シンボル数をデジタル放送の標準方式第五十九条第三項に定める通信速度で除した数

ホ イからニまでに掲げる伝送方式以外の伝送方式による放送については、当該イからニまでに掲げる方法に準ずる方法で算出した数

三十五 セグメント数 次のイ又はロに掲げる放送の区分に応じ、当該イ又はロに定める数をいう。

イ デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送 デジタル放送の標準方式第十一条第三項に定めるOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合には、基準となるセグメント数）

ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送 デジタル放送の標準方式第二十八条第二項に定めるOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合には、基準となるセグメント数）

三十六 国内基幹放送事業者 法第一百六条の三第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう。

三十七 認定経営基盤強化計画 法第一百六条の四第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。

第二章 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義

（特定役員の定義）

第三条 法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者

の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

(特別の関係)

第四条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。

一 一の者が有する法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この号において同じ。）の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人又は団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

二 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体（一般社団法人等に限る。以下この号において同じ。）の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

2 被支配法人等が有する他の法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の数の当該他の法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合には、当該他の法人

又は団体も、支配株主等の被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

(支配関係に該当する議決権の占める割合)

第五条 法第二条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

一 申請者

二 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者(認定放送持株会社を除く。)

3 第一項の規定にかかわらず、法第二条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、十分の一

とする。

（支配関係に該当する兼任役員の占める割合）

第六条 法第二条第三十二号口の総務省令で定める割合は、五分の一とする。

（法第二条第三十二号ハに定める場合）

第七条 法第二条第三十二号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。

第三章 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例

（通則）

第八条 法第九十三条第一項第四号ただし書（法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあつては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあつては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又

は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超えないこと。

二 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても

四を超えないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が四を超えないこと。

三 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、それらの放送系に係る放送対象地域がいずれも特定の一の市区町村の区域をその全部又は一部とするものであること。

四 申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と当該ラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等にラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務を行う者又はラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

五 申請者等に係る第二条第十七号に規定する一の者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有するものでないこと。ただし、当該重複する地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であつて、当該一の者（当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

八 申請者等が移動受信用地上基幹放送（全国放送に限る。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が十三を超えないこと。

九 申請者等が移動受信用地上基幹放送（広域放送又は県域放送に限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと。

ロ 当該移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二である場合にあつては、これらの放送対象地域が隣接すること。

十 申請者等に、次のいずれかに該当する者が属さないこと。

イ 地上基幹放送（テレビジョン放送及びラジオ放送を除く。）の業務を行う者

ロ 移動受信用地上基幹放送（全国放送、広域放送及び県域放送を除く。）の業務を行う者

ハ 日本放送協会又は放送大学学園

（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）

第九条 法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただ

し、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号ロ、第三号、第四号ロ及び第七号イを除く。）のいずれにも適合すること。この場合において、同条第二号イ中「の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数」とあるのは、「の数の合計」とする。

二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号ロ、第三号及び第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。

イ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、次に掲げる数の合計が十二を超えないこと。

(1) 当該認定放送持株会社等がテレビジョン放送及びラジオ放送（全国放送、外国語放送及びコミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部

又は一部を含む都道府県の数

(2) 当該認定放送持株会社等がラジオ放送（全国放送及び外国語放送に限る。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数

(3) 当該認定放送持株会社等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む市区町村の数

ロ 次のいずれにも該当すること。

(1) 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、二以上の放送系に係る地上基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

(2) 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。

(3) 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係

を有しないこと。

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用し
て行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が
〇・五を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号
イに適合する場合は、この限りでない。

イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら
行うものでないこと。

ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行
う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の特定役員で当該認定放送持株
会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の
一を超えないこと。

五 基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の代表権を有する特定役員又は

常勤の特定役員が当該認定放送持株会社の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねないこと。

（認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例）

第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の二第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

2 前項の特例役員兼任関係とは、同項の一の法人又は団体の特定役員で同項の国内基幹放送事業者の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該国内基幹放送事業者の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超え三分の一以下である場合における当該一の法人又は団体と当該国内基幹放送事業者の関係をいう。

（経営困難状態等に係る特例）

第十一条 地上基幹放送の業務を行う者又は当該者に対して支配関係を有する者（認定放送持株会社及びそ

の関係会社を除く。以下この条において「支配株主等」という。）が他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合で、かつ、当該他の地上基幹放送の業務を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支配株主等を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する第八条（第一号から第五号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該他の地上基幹放送の業務は、地上基幹放送の業務に該当しないものとみなす。

一 当該他の地上基幹放送の業務に係る認定等（地上基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。以下この条において同じ。）の有効期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当したこと（当該認定等の時より前の時に次に掲げる事項のいずれかに該当したことがある場合には、当該支配株主等が当該他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないことにより当該他の地上基幹放送の業務を行う者が次の認定更新等（地上基幹放送の業務の認定の更新又は特定地上基幹放送局の再免許をいう。以下この条において同じ。）の時までに当該業務を維持することが困難になるおそれがある財政状態にある場合に限る。）。

イ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の更生手続開始の決定を受けていること。

ロ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の再生手続開始の決定を受けていること。

ハ 債務超過の状態が二年間継続しており、かつ、債務超過の状態にある事業年度を含む連続する三以上の事業年度において経常損失が生じていること。

二 当該他の地上基幹放送の業務に係る直近の認定更新等の時に前号に規定する財政状態にある場合に該当しており、かつ、当該財政状態にある場合に該当すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該他の地上基幹放送の業務に係る直近の認定更新等の時に第一号又は前号のいずれかに該当するもの（第一号に該当する場合には、同号に規定する財政状態にある場合に限り。）として当該基幹放送の業務に係る認定更新等を受けていること。

2 前項に規定する他の地上基幹放送の業務を行う者は、その者の財政状態を証する書類を総務大臣に提出し、その財政状態が同項第一号ハに掲げる事項に該当していることについて、総務大臣の確認を受けることができる。

（特定隣接地域等に係る特例）

第十二条 申請者等が次の各号のいずれにも適合する場合は、当該申請者等に対する第八条の規定の適用に

については、当該申請者等は同条第一号の規定に適合するものとみなす。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超え、かつ、当該放送系に係る放送対象地域が重複しないこと。

二 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の全部が次号の特定隣接地域に含まれること。

三 特定議決権保有関係を法第二条第三十二号イの関係に該当するものとみなし、かつ、同号ロ及びハに規定する関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域の集合が、一の特定隣接地域を構成すること。

2 認定放送持株会社等が前項各号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号ロの規定の適用については、同号ロ(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない

い」とする。

3 第一項の特定隣接地域とは、二以上の放送対象地域（全国放送、広域放送及び外国語放送に係るものを除く。）のうちの特定の一の放送対象地域に当該二以上の放送対象地域のうちの他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合（当該位置関係と同程度に地域的関連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合を含む。）における当該二以上の放送対象地域の集合をいう。

4 第一項及び第二項の規定は、ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、第一項中「同条第一号」とあるのは、「同条第二号」と読み替えるものとする。

5 申請者等が次の各号のいずれにも適合する場合は、当該申請者等に対する第八条の規定の適用については、当該申請者等は同条第三号の規定に適合するものとみなす。

- 一 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。以下この項において同じ。）による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超え、かつ、次のいずれにも該当すること。
- イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等が一の都道府県においてラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が、いずれの都道府県においても一を超えないこと。

二 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域が属する都道府県が全て次号の特定隣接都道府県に含まれること。

三 特定議決権保有関係を法第二条第三十二号イの關係に該当するものとみなし、かつ、同号ロ及びハに規定する関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系に係る放送対象地域が属する都道府県の集合が、一の特定隣接都道府県を構成すること。

6 認定放送持株会社等が前項各号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号ロの規定の適用については、同号ロ(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務であ

る場合は、この限りでない」とする。

7 第五項の特定隣接都道府県とは、二以上の都道府県のうちの特定の一の都道府県に当該二以上の都道府県のうち他の全ての都道府県が隣接する位置関係にある場合（第三項に規定する総務大臣が告示する地域に該当する場合を含む。）における当該二以上の都道府県の集合をいう。

（第九条第二号口の規定の適用に係る特例）

第十三条 認定放送持株会社等にテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号口の規定の適用については、同号口(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務のうち一方がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務であり、かつ、他方がラジオ放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

2 認定放送持株会社等が第八条第二号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号口の規定の適用については、同号口(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務

である場合は、この限りでない」とする。

3 認定放送持株会社等が第八条第三号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号ロ(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

（第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例）

第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二十条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。

（雑則）

第十五条 次に掲げる基幹放送の業務は、第八条及び第九条の規定の適用については、基幹放送の業務に該当しないものとみなす。

- 一 臨時目的放送又は多重放送による基幹放送の業務
 - 二 データ放送による衛星基幹放送の業務であつて、専ら次のいずれかの情報を送信するもの
 - イ 放送番組の配列を示す情報
 - ロ 放送法施行規則第七条第一項第六号に規定する情報
- 2 日本放送協会又は放送大学学園を申請者とする申請者等は、第八条の規定の適用については、同条各号に適合するものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(省令の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）

二 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）

（経過措置）

第三条 会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日（平成二十七年五月一日）の前日までの間における第二条の規定の適用については、同条第二号並びに第十三号イ(2)及び(3)中「指名委員会等設置会社」とあるのは「委員会設置会社」と、同条第三号中「第二条第十五号イ」とあるのは「第二条第十五号」とする。

○基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第2 放送法第93条第1項第5号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあつては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)</p> <p>1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>放送法第163条の規定に基づき、認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者が行う地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務については、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。</u></p> <p>(7) <u>地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う基幹放送事業者の次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者であること</u></p> <p>ア 主たる出資者</p> <p>イ 役員</p> <p>ウ 審議機関の委員</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>2 (同左)</p>

○平成二十三年総務省告示第二百七十一号（放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）
 （傍線部分は改正部分）

届出を要する事項は、放送法施行規則別表第七の一号、第七の二号又は第七の三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。以下同じ。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類（別表第七の一号の表に掲げる事項の変更に係るものにあつては、その写し一通を含む。）を遅滞なく提出して行うものとする。

改正案		現行			
<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 区分 一 (略) 二～四 (略) 五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては三分の一を超える議決権を有する者に関する事項 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 提出書類 (略) 一 放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所を記載し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したも 二 役員に関する事項に変更があつた場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。 </td> </tr> </table>	区分 一 (略) 二～四 (略) 五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては三分の一を超える議決権を有する者に関する事項	提出書類 (略) 一 放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所を記載し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したも 二 役員に関する事項に変更があつた場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 区分 一 (同左) 二～四 (同左) 五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては百分の三十三・三三三三三三を超え 十三・三三三三三三を超える議決権を有する者に関する事項 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 提出書類 (同左) 一 (同左) 二 (同左) </td> </tr> </table>	区分 一 (同左) 二～四 (同左) 五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては百分の三十三・三三三三三三を超え 十三・三三三三三三を超える議決権を有する者に関する事項	提出書類 (同左) 一 (同左) 二 (同左)
区分 一 (略) 二～四 (略) 五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては三分の一を超える議決権を有する者に関する事項	提出書類 (略) 一 放送法施行規則第六十五条第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所を記載し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したも 二 役員に関する事項に変更があつた場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。				
区分 一 (同左) 二～四 (同左) 五 地上基幹放送事業者にあつては十分の一を超える議決権を有する者、衛星基幹放送事業者又は移動受信用地上基幹放送事業者にあつては百分の三十三・三三三三三三を超え 十三・三三三三三三を超える議決権を有する者に関する事項	提出書類 (同左) 一 (同左) 二 (同左)				
(同上)					

○総務省告示第 号

放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第百十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、指定放送対象地域を次のとおり指定する。

平成 年 月 日

総務大臣 山本 早苗

1 中波放送

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域並びに滋賀県及び京都府の各区域を併せた区域、鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域並びに佐賀県及び長崎県の各区域を併せた区域

2 短波放送

全国

3 超短波放送

一 県域放送

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

二 外国語放送

平成七年郵政省告示第五十二号（外国語放送を行う放送局の放送対象地域を定める件）に定める区域

改 正 案	現 行
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 表現の自由享有基準 <u>基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第 号)をいう。</u></p> <p>(14)～(17) (略)</p>	<p>第 1 章 (同左)</p> <p>第 2 条 (同左)</p> <p>(1)～(12) (同左)</p> <p>(13) 表現の自由享有基準 <u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号)をいう。</u></p> <p>(14) <u>認定放送持株会社の子会社に関する特例 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号)をいう。</u></p> <p>(15)～(18) (同左)</p>
<p>第 2 章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第 3 条 法第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、その申請が次の各号 <u>(認定経営基盤強化計画(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 116 条の 4 第 4 項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。))</u> を提出した国内基幹放送事業者 <u>(特定地上基幹放送局(当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法第 116 条の 2 第 1 項の指定放送対象地域であるものに限る。))</u> の免許人に限る。別添 6 において同じ。) <u>が同法第 116 条の 5 第 3 項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第 8 号を除く。)</u> に適合しているかどうかを審査し、適合し</p>	<p>第 2 章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第 3 条 法第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第 9 条又は放送局根本基準第 10 条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が</p>

ていると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア～キ (略)

ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。

(ア) 特定地上基幹放送局の場合

A 放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）別添1に掲げる対策が講じられていること。

再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) ・ (2) (同左)

(3) (同左)

ア～キ (同左)

ク (同左)

(ア) (同左)

A 放送法 （昭和25年法律第132号） 第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）別添1に掲げる対策が講じられていること。

B (略)

(イ) (略)

(4)～(11) (略)

(12) 特定地上基幹放送局の申請である場合、次のア及びイによること。

ア 放送法第93条第1項第4号の掲げる要件に該当することの審査は、表現の自由享有基準及び放送法関係審査基準第2章によること。

イ (略)

(13)～(15) (略)

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項まで (第4項を除き、これらの規定を放送法第116条の5第4項において準用する場合を含む。) の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条 (放送法第116条の5第4項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、第8号を除く。) から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 (略)

第2 ラジオ放送

1 (略)

2 放送対象地域内の世帯カバー率(放送局根本基準第9条関係)

放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。

3 放送の公正かつ能率的な普及(放送局根本基準第9条関係)

B (同左)

(イ) (同左)

(4)～(11) (同左)

(12) (同左)

ア 放送法第93条第1項第4号の掲げる要件に該当することの審査は、表現の自由享有基準、認定放送持株会社の子会社に関する特例及び放送法関係審査基準第2章によること。

イ (同左)

(13)～(15) (同左)

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項までの規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 (同左)

第2 (同左)

1 (同左)

2 (同左)

3 放送の公正かつ能率的な普及(放送局根本基準第9条関係)

(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること（短波放送を除く。）。

(2) (略)

4 上記1～3を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準	評価基準	評価点
(略)	(略)	(略)
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること (認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化(放送法第116条の3第2項第5号イに規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。)を行う場合にあっては、当該特定放送番組同一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上	10
	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満	8
	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満	6
	放送対象地域内の世帯カバ	4

(1) (同左)

(2) (同左)

4 (同左)

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準	評価基準	評価点
(同左)	(同左)	(同左)
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(10点)	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)

		一率 80% 以上 85% 未満	
		放送対象 地域内の 世帯カバ ー率 80% 未満	2
3 放送 の公正 かつ能 率的な 普及（ 6点又 は3点 ）	（1） 地域社会の要望を充 足する放送が、より多 く設けられていること 。（3点） ※「ローカル番組」とは、 出演者、番組内容等から みて、当該放送事業者の 存立の基盤たる地域社会 向けの放送番組（ <u>認定 経営基盤強化計画を提出 した国内基幹放送事業者 が当該認定経営基盤強化 計画に従って特定放送番 組同一化を行う場合にあ っては、放送法第 116 条 の 6 第 2 項の規定により 当該特定放送番組同一化 の対象となる二以上の国 内基幹放送に係るそれぞ れの放送対象地域を併せ て一の放送対象地域とみ なした場合における当該 みなされた一の放送対象</u>	ローカル 番組比率 が 1 週間 の放送時 間中 50% 以上	3
		ローカル 番組比率 が 1 週間 の放送時 間中 20% 以上 50% 未満	2
		ローカル 番組比率 が 1 週間 の放送時 間中 20% 未満	1

		(同左)	(同左)
3 放送 の公正 かつ能 率的な 普及（ 6点又 は3点 ）	（1） 地域社会の要望を充 足する放送が、より多 く設けられていること 。（3点） ※「ローカル番組」とは、 出演者、番組内容等から みて、当該放送事業者の 存立の基盤たる地域社会 向けの放送番組と認めら れるもの。	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)

	地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。		
(2)	(略)	(略)	(略)

(2)	(同左)	(同左)	(同左)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p><u>第 3 章の 2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等（第 10 条の 2—第 10 条の 7）</u></p> <p><u>第 3 章の 3 経営基盤強化計画の認定等（第 10 条の 8—第 10 条の 11）</u></p> <p>第 4 章 一般放送の業務の登録等（第 11 条—第 14 条）</p> <p>第 5 章・第 6 章 （略）</p> <p>第 2 章 地上基幹放送の業務の認定等</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この訓令は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 93 条第 1 項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 7 条第 2 項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第 97 条第 1 項の規定に基づく放送事項等の変更許可、<u>法第 116 条の 3 第 1 項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第 116 条の 4 第 1 項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定</u>、法第 126 条から第 128 条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第 130 条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第 140 条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第 159 条第 2 項（法第 165 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>（認定等の基準）</p> <p>第 3 条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、<u>次に掲げる条</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （同左）</p> <p><u>第 3 章の 2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等（第 10 条の 2—第 10 条の 7）</u></p> <p>第 4 章 （同左）</p> <p>第 5 章・第 6 章 （同左）</p> <p>第 2 章 （同左）</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この訓令は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 93 条第 1 項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 7 条第 2 項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第 97 条第 1 項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第 126 条から第 128 条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第 130 条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第 140 条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第 159 条第 2 項（法第 165 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>（認定等の基準）</p> <p>第 3 条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、<u>次の各号の条</u></p>

件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第4号イ及び第5号を除く。）を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第93条第3項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。

(6)・(7) (略)

(8) 法第93条第1項第4号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第 号。以下「自由享有基準」という。）に規定する要件に適合していること。

(9) 自由享有基準第12条において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(10) 自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有してい

件を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (同左)

(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。

(6)・(7) (同左)

(8) 法第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号。以下「自由享有基準」という。）及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号。以下「認定放送持株会社の子会社に関する特例」という。）に規定する要件に適合していること。

(9) 自由享有基準第3条第1項第3号及び認定放送持株会社の子会社に関する特例第4条第1項第3号において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(10) 自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決

るか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されて

権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者

おらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(11)・(12) (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (略)

(5) 法第93条第1項第4号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、

と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(11)・(12) (同左)

第3章 (同左)

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (同左)

(5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.3333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又

その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(6)・(7) (略)

第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (略)

(5) 自由享有基準 第8条第9号 において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と東北広域圏(基幹放送普及計画第三の1の(一)エにおける区域をいう。)、中国・四国広域圏(同(一)キにおける区域をいう。)と九州・沖縄広域圏(同(一)クにおける区域をいう。)

(6) 法第93条第1項第4号 及び自由享有基準 に規定する要件に適合していること。

は団体が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下この号において「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。))によって保有されている場合に限る。)に準用する。

(6)・(7) (同左)

第3章の2 (同左)

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (同左)

(5) 自由享有基準 第4条の2第2項第1号イ において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と東北広域圏(基幹放送普及計画第三の1の(一)エにおける区域をいう。)、中国・四国広域圏(同(一)キにおける区域をいう。)と九州・沖縄広域圏(同(一)クにおける区域をいう。)

(6) 法第93条第1項第4号 、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例 に規定する要件に適合しているこ

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

と。

この場合において自由享有基準 第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されてい

(7)・(8) (略)

第3章の3 経営基盤強化計画の認定等

(趣旨)

第10条の8 法第116条の3第1項の規定による経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定による経営基盤強化計画の変更の認定を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第10条の9 認定は、経営基盤強化計画が次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

(1) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送の業務を維持するため最大限の努力をするものであること。

業務の効率化、不採算部門の売却、遊休資産の売却その他の取組を通じて相当程度の収益性の向上が図られるものであること。

(2) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。

経営資源に照らして過度に実施困難なものでなく、適切に実施される経営体制が確立されていること。

(3) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

労働組合との協議その他雇用の安定等に関する配慮が十分に行われているものであること。

(4) 経営基盤強化計画の実施期間は、当該申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等（当該国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。次条において同じ。）の有効

るものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(7)・(8) (同左)

期間の満了の日（当該認定等の有効期間の満了の日までの期間が5年に満たない場合には、当該有効期間の満了の日から起算して5年を経過する日）までの期間を超えないものであること

。○
(5) 法第116条の6の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が、いずれも県域放送に係るものであり、かつ、次のいずれかに該当すること。

(ア) 隣接するもの（北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、岡山県と香川県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県の区域を含む。）又は隣接して連続するもの（当該放送対象地域のうちの放送対象地域に当該放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接するものに限る。）であること。

(イ) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

(ウ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を併せた全てを含む地域であること

。○
(エ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

イ 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容が、特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関(法第116条の6第1項の規定により共同して置かれる場合に限る。ウ(ア)において同じ。)の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

(イ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

(ウ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送を確実にを行うための体制が確保されていること。

(エ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域ごとに取材拠点が維持されていること。

ウ イにかかわらず、申請のあった経営基盤強化計画の実施期間中に業務の継続が困難となるおそれがある場合は、例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること

(イ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

(6) 自由享有基準第10条第1項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容が、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放

送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。ただし、特定放送番組同一化を併せて行う場合であって、前号に掲げる要件に適合するときは、この限りでない。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第7条第3項の規定により共同して置かれる場合に限る。

イ(ア)において同じ。）の委員の構成が、それぞれの放送対象地域における地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組（災害放送を含む。）が設けられていること。

イ アにかかわらず、申請のあった経営基盤強化計画の実施期間中に業務の継続が困難となるおそれがある場合は、例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成が、それぞれの放送対象地域における地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

ウ 多元性・多様性確保措置の内容が、放送対象地域が重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであること。

(認定経営基盤強化計画の変更認定の基準)

第10条の10 前条の規定は、法第116条の4第1項の規定による変更の認定について準用する。ただし、計画期間中に法第116条の5第1項又は第3項の規定の適用を受けた者の実施期間の変更については、当該変更の申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等の有効期間の満了の日までの期間を超えないものに限る。

(資料の提出)

第 10 条の 11 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第 6 章 認定放送持株会社の認定

(認定の基準)

第 18 条 認定は、次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

(1) 申請対象会社が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 1 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの

イ 1 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

(2)・(3) (略)

(4) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第 183 条各号に掲げる者の株式の取得価額及び規則第 183 条の 2 に規定する資産の額の合計額の規則第 184 条に規定する当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第 183 条第 3 号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収益又は資産の合計金額の当該業務を行う者の収益の額又は総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の

第 6 章 (同左)

(認定の基準)

第 18 条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 2 以上の基幹放送事業者(当該 2 以上の基幹放送事業者に 1 以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、又はすることが認められること。

(2)・(3) (同左)

(4) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第 183 条各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第 184 条の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第 183 条第 3 号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

業務をいうものとする。

ア～コ (略)

(5) (略)

(6) 申請対象会社が、法第 159 条第 2 項第 5 号イからヌまでの各規定に該当しないこと。

別紙 1 (第 3 条関係)

第 3 条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1～10 (略)

11 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う申請者が認定放送持株会社の関係会社であるときは、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。

12 地上基幹放送(全国放送及びコミュニティ放送を除く。)の業務を行う申請者は、次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)が、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

ア 主たる出資者

イ 役員

ウ 審議機関の委員

13～18 (略)

19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、15の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (略)

20・21 (略)

22 コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) (略)

ア～コ (同左)

(5) (同左)

(6) 申請対象会社が、法第 159 条第 2 項第 5 号イからリまでの各規定に該当しないこと。

別紙 1 (第 3 条関係)

第 3 条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1～10 (同左)

11～16 (同左)

17 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、12の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (同左)

18・19 (同左)

20 (同左)

(1) (同左)

(2) 地域密着性の確保のため、19(3)の条件に適合しているものであること。

23～25 (略)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1・2 (略)

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法 第2条第32号イの関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準 第8条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条 第7号イの規定中「三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を同号イの 関係に該当する」と読み替えるものとする。

(4)～(14) (略)

4 (略)

別紙4(第10条の4関係)

移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。以下この別紙において同じ。)の業務に関し、移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲

(2) 地域密着性の確保のため、16(3)の条件に適合しているものであること。

21～23 (同左)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1・2 (同左)

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1)・(2) (同左)

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法 第93条第2項第1号に掲げる 関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準 第4条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条 第2項第1号ロの規定中「百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える 議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる 関係に該当する」と読み替えるものとする。

(4)～(14) (同左)

4 (同左)

別紙4(第10条の4関係)

移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。以下この別紙において同じ。)の業務に関し、移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲

げる基準により比較審査を行うものとする。

1 (略)

2 上記 1 の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。この場合において、(1)の基準は、(2)から(13)までの基準に係る事業計画の実現可能性を含め、基幹放送業務の根幹である財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査するものであることから、特に重視するものとする。

(1) (略)

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第2条第32号イの関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第8条に規定する基準に適合すること。この場合において、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第10条の3(6)後段の規定を準用することとする。

別添2 放送の区分と送信の標準方式について(第3条(7)イ、第6条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係)

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) (略)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア (略)

イ デジタル放送を行う場合

デジタル放送の標準方式第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

ウ～エ (略)

(3) (略)

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

げる基準により比較審査を行うものとする。

1 (同左)

2 (同左)

(1) (同左)

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第93条第2項第1号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第4条の2第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第10条の3(6)後段の規定を準用することとする。

別添2 放送の区分と送信の標準方式について(第3条(7)イ、第7条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係)

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) (同左)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア (同左)

イ デジタル放送を行う場合

標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

ウ～エ (同左)

(3) (同左)

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

デジタル放送の標準方式 第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

デジタル放送の標準方式 第 1 章、第 5 章及び第 6 章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送

デジタル放送の標準方式 第 1 章及び第 4 章の規定に適合するものであること。

2 (略)

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 1 章及び第 3 章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第 1 章、第 5 章及び第 6 章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (平成 23 年総務省令第 87 号) 第 1 章及び第 4 章の規定に適合するものであること。

2 (同左)